

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

(開催要領)

1 日時 平成29年2月15日（水）17:47～18:06

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

前島 明成 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

渡辺 正 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課課長補佐

吉成 正明 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課農業振興地域班
調査調整係長

<事務局>

坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

(議事次第)

1 開会

2 議事 農振除外要件の緩和について（燕市）

3 閉会

○事務局 お待たせしました。

農林水産省にお越し頂いています。国家戦略特区を活用した燕市の目指す姿についてということで、燕市から御提案をいただいた内容がお手元にもあるかと思いますけれども、全般的に農振除外要件のハードルの高さということで、燕市から御要望いただいていますが、そこについて、現行の法律ですとか政省令との関係性も含めてどういった対応ができるのか、また、どの部分で難しいということがネックになっているのかなど、今回御説明に来ていただいているので、その辺を中心にお願いできればと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをいつもありがとうございます。今日はまたお待たせしまして、すみませんでした。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○前島課長 まず、全部で5地区のお話をいただいているわけですけれども、基本的には、一番よろしいのではないかと思いますのが、私たちもこれはどういう事業が入っているかというのを調べました。そうしたところ、国営の灌漑排水事業が入っておるのですけれども、事業が今実施中のものが二つありますて、その受益地になっているということなのです。一番いいのは、きちんと見通しを立てていただいて、ここは将来的に受益地でなくするのであるということであれば、その二つのうちの一番早く事業が終わるのが再来年度、平成30年度ですので、その事業が終わるまでの間は事業計画を変更することができます。

ですから、無駄なことをやらないという意味においても、例えば、特に2番目の小関地などはまるで鍵のように用途地域の中に何でこういう残し方をしているのかよく分かりませんけれども、残されている。次の3/7などというのは、完全に蛇が頭をもたげているように入っているとか、下のほうも黄色で用途地域に接している部分であり、かつ、黄色が農用地区域ですから、そこで見るとちょっと飛び出たような感じになつたりしています。4/7なども、農用地区域の一番へりに当たって、国道の北側となっている。そういうところからすると、事業計画を変更していただいて、受益地から外していただくというのが一番いいやり方、ある意味、王道のやり方なのかなと思います。

あと、これは「おおまがりち」と読むのでしょうか。5番目の河川敷のエリアなのですから、まず、これについて言うと、制度の理解が燕市は間違えておりまして、ここに入っている事業は灌漑排水事業ではなくて、農道の事業の受益地です。農道の事業については、よく「8年未経過」と言われるのですが、この8年未経過の対象からは外れています。事業は入っていませんので、ここについては、完了してからまだ8年たっていないのは事実なのですから、そもそも8年未経過の対象になつてないということで、計画が実際にあるのであれば、そのときに除外をしていただければいいだうと思います。実際これもなぜこんな農用地区域の残り方をしているのか、まるでゴマ粒のように残っているということで、外したければ外されればいいのかなと思います。

ただ、総じて見て感じますのは、どこまで本当に計画的に事業を進められるお気持ちがあるのかというのは、正直疑問に思うところです。例えば、それを一番表しているのが、今挙げました大曲地でして、燕市はこの「3. 現状と課題」のところで、燕市県央大橋西詰周辺地域整備基本計画の中で、観光交流拠点として位置付けていると主張されております。まさにこの平成27年に策定したこの基本計画の中では、この河川敷のエリアだと思うのですけれども、このエリアを農業的な利用で保全していくエリアだと位置付けているのです。ですから、別に計画を変更されるのであれば、変更されればいいと思うのですけれども、どこまで本当に計画的に土地利用を進められるお気持ちを持っていらっしゃるのか、そのあたりは正直なところ疑問に思うところですし、おそらく地形などを地図で拝見する限りにおいては、かなり地盤の悪いところだと思うので、そういうこともあっておそらく元々は農業上の保全をしていくのだという絵にされていたのだとは思うのですけれども、計画的に使われるということであれば、それはそれでやられたらいいのかなと思っており

ます。

一つ目の市役所のケースに関して言いますと、ここについては、具体的な解決策ということで言うと、ここも同じように灌漑排水事業の受益地になっておりますので、その事業が終わるまでの間に具体的な計画を作つて、まず、受益地から外すというのが、これが一つ現実的な解決策だろうと思います。

一方で、私たちとして一言申し上げておきたいと思ひますのは、燕市が主張されるようには、確かに平成21年に農地法を改正いたしました。このときに、農地転用の関係の規制の厳格化というのをやっています。これは、私から申し上げるまでもないことですけれども、平成21年の農地法改正において、株式会社を含めた一般企業に対して、リースで農地を開放するということをやつたわけです。リースであれば、どんな企業であつても借りられますよと。そのときに、利用をそうやって緩めるのだから、農地の転用規制については厳しくしていかなければいけないという議論がありました。その厳しくしていくときの理由と言ひますか観点の一つに、公共転用がかなりおかしなことが行われているのではないかと。例えば、農用地区域のど真ん中、田んぼのど真ん中みたいなところに市役所であるとか病院であるとか学校であるとかが、当時の27号計画であるとか公共転用で、ある意味自由に出来ていたという分野を使って、そこにそういった施設が建つ。そうすると、この場合には灌漑排水事業が関わっておりますけれども、当時は確かに27号計画で灌漑排水事業の受益地なども8年たたなくとも抜くことはできましたから、市役所や病院が出来ると、結局そこを目当てにして、その側に来たいと。田んぼが広がっているので、開発適地ということに一変してなつて、どんどん開発が進んでいく、開発の呼び水になるということで、ある意味まさにこの市役所がこういう建ち方をしたというのを契機として規制を強化すべきであるという議論が起きたというものもあるのです。

そういうことからすると、燕市役所の方々からすると、確かに平成21年の改正がなければ、自分たちはこの市役所を起点にして、27号計画を使って開発できていたはずなのに梯子を外されたという感じになろうかと思うのですけれども、私たちのほうからすると、まさにこういう造り方をされるので27号計画は厳しくせざるを得なかつたということが背景にございます。

もう一つ、これは燕市で使うことがあるかどうか、これから色々な検討状況によるとは考えておりますけれども、私ども農林水産省で、この通常国会に農村地域工業等導入促進法という法律の改正法案を提出する予定であります。党の手続とかは進んでおりまして、おそらく来週には閣議決定の運びになろうかと思いますけれども、これによりまして、ちなみに燕市はその対象地域に入っているのですが、今まででは工業を始めとした5業種、工業ですとか物流の関係ですね、こういったものについて、灌漑排水事業とかは8年未経過のものであつても、農用地区域から除外をすることができる、農地転用許可をすることができるという特例をその後に講ずることができるという法律なのですけれども、この対象事業の5業種という限定を外します。地域で絵を描いていただいて、こんな事業、うちの

まちはこういう産業を引っ張ってくるのだ、導入するのだという絵を描いていただければ、例えば、今まで対象にならなかったような色々な情報産業とかそういうものも含めて雇用を生み出すものであれば、対象にできるといたしますので、この中で産業用地、商業エリアの関係で農用地区域から除外したいのだということであれば、これから国会に提出するわけですけれども、この法律を活用いただくことができる。

もう一つ、これは私たちの農林水産省が提出するものではございませんので、経済産業省が提出する、これは企業立地促進法を改正する法律で、通称が地域未来投資促進法というものになるということなのですけれども、経済産業省のほうでそういった法律案を提出することになっています。これが少し遅れておそらく閣議決定されることになろうかと思うのですけれども、こちらも同じように業種は特に限っていない。ただし、地域経済を牽引するような事業、ですから、それなりに規模の大きなものになろうかと思いますけれども、そういうものを引っ張ってくるのだということであれば、農工法もそうなのですが、一定の県や市町村での土地利用調整がなされた上で、ここのエリアは引っ張ってこられるようにしていいねということであれば、そこについてはこの灌漑排水の事業の8年未経過のところのハードルを越えられるとなりますので、そういう意味でも、制度的な手当でもこの通常国会できちんと可決していただければ、ある程度整うことになるかと思います。

私からは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

本間先生、どうぞ。

○本間委員 何か燕市の勉強不足に尽きるような話で、市のほうで相談してもらうなり、できること、できないこと、擦り合わせをしてもらうことですね。

○八田座長 この事業計画を変更するというのは、そんなに難しいことではないですか。

○前島課長 面積はそんなに大きなものでもないので、それほど難しいことにはならないと考えています。

○八田座長 これは事業計画を変更することについて、県の承諾が要るとかそういうことではないと。

○前島課長 手続としてはどうなのですか。県も同意しなければいけないけれども、本来的には農林水産省ですよね。

○吉成係長 話はしなければいけないです。

○前島課長 ですから、当然県も補助金を負担してもおりますし、県も絡みながらやっていることですので、もちろん県にも了承していただかないとできないのですけれども、国営ですから、事業実施主体は国になりますので、まずは国という、両方を睨みながらという感じですね。

○八田座長 そうすると、この事業計画の変更の要件というのがどのくらい難しいかということになるのでしょうか。

○前島課長 これは事業量で割合とかは決まっていきますので、ですから、国営で非常に

広い面積を対象にしていますから、その中でこの程度の面積をやるのであれば、さほど問題はないなど。

あとは、ですから、どれほど実の詰まったものというのでしょうかね。

○八田座長 説得的かどうかと。

○前島課長 そういうことになろうかと思います。

○本間委員 受益地から外したときに、例えば、補助金を返せだとかという話にはならないのですか。

○前島課長 この場合はならないと考えますけれども。

○吉成係長 あるかもしれないですけれども、それは分からないです。内容によります。

○前島課長 それは過去にやったことだから。あとは、絵の描き方とかそういうのもあろうかと思います。

○本間委員 この間、その話をしていくて、まず、受益地が全体をカバーするようにしているのではなくて、受益地と言えないようなところがたくさんあるから、そこを外せという話はしたのです。そのときに、どのぐらい返さなくてはいけないのかと、まだ評定していないので。

○前島課長 ただ、受益地となったときに、お金を返す返さないということに関して言うと、決してこの27号計画でやつたら返さないでいいという話ではないのです。これはあくまでも抜き方の問題ですから、お金を返す返さないという話は、土地改良事業を実施したこととの関係でお金を返すか返さないかという話なのです。これまでもですね。

ですから、27号で抜いたら金を返さなくていいとかということではない。むしろ公共転用であれば、大体の場合それこそ8年たっていない場合でも、お金を返さないでいいということになることが大半ですので、むしろ導入する事業の性質のほうが重要かと思います。

○八田座長 私は経済学者だから、当然返すつもりはあるのでしょうかねと聞いたわけです。受益を非常に受ける予定のところだったらということなのだけれども、そうすると、これは分かりました。市のほうに具体的に。

○前島課長 御相談いただければ。

○八田座長 相談してみます。

今度は、一般的に農地の確保が重要であるにもかかわらず、事業計画を変更したらそこは外せるということになると、転用や何かに関する農地に関する制約の目的は、元々この日本全体の農地を減らしたくないというところにあるのですか。

○前島課長 優良な農地を確保したいということです。総量というよりはむしろそちらのほうが主眼だと考えているのですけれども。

○八田座長 そうすると、この計画から外せば、別に優良な農地を外したことにはならないということなのですか。

○前島課長 そこは、例えば、先ほどから御説明したように、この二つ目、三つ目、四つ目のようなケースになってくると、かなり端のほうで、ここがあるからと言って、逆に言

うと、ここを担い手の方が耕作しようとするとかなり作業効率が落ちていくようなところですから、だからと言って、何でも転用するのがいいというわけではないので、中身の詰まった実現可能性のあるもの、必要性の高いものという形で、事業の計画を練り上げていただいて、この事業は土地改良という意味ではなくて、何かに使うというほうの事業の計画を練り上げていただきてきちんと除外をした後、目的が達せられるような中身にしていただけるのであれば、転用予備軍みたいな感じでとりあえず除いておけとかという話にはなりませんから、そこはバランスになろうかと思っています。

○八田座長 分かりました。

事務局から何か御質問はありますか。

○事務局 燕市には、いただいたお話も含めて一度再考をということでお伝えしたいと思います。

○前島課長 そういう意味では、私たちのほうは、是非御相談いただければ、今回ここに来るに当たっても灌漑排水事業サイドには話をした上で来ておりますし、私どものほうに来ていただければ、私たちのほうから転用のお話はもちろん、事業の話も含めて調整するようにいたします。

○事務局 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 こちらでとにかく一度聞いてみます。

どうもお忙しいところをありがとうございました。